

基本目標1 子どもの安全を確保する

事業No	事業の名称	計画書記載内容	令和6年度実績	5年間の総括(取り組みの必要性、有効性の観点から)		担当課
				評価	左記評価の要因・どんな効果、課題があつたか。今後の展開予定	
1 児童虐待防止策の充実						
1	体罰や暴言による子育ての普及啓発	体罰や暴言で子どもの心や体を傷つけることは虐待となるという正しい認識が持てるよう、子育て中の親や地域住民などに対して、啓発活動を行います。	・訪問や相談対応時に子育てに関する情報提供を実施。 ・母子保健推進員への研修実施や子育て支援機関への啓発。 ・体罰や暴言により子どもの心や体を傷つけることは虐待となるという正しい認識が持てるよう、子育て中の親や地域住民などに対して、啓発活動を実施。	B:順調	子育て中の親などへの情報提供、母子保健推進員や学校等の関係機関への啓発を行うことにより、体罰等につながらないように努めた。今後も、体罰や虐待について、正しい認識を持つことができるよう、周知及び啓発を行いたい。	こども家庭課
2	相談窓口の周知	虐待を受けたと思われる子どもを発見した人が、速やかに通告できるよう、児童相談所全国共通ダイヤル「189(いちはやく)」の周知に取り組みます。また、小中学生を対象にした電話相談窓口やインターネット相談窓口の周知に取り組みます。	虐待かもと思った時などに、速やかに通告・相談できるよう、児童相談所全国共通ダイヤル「189(いちはやく)」を掲載した周知のチラシを配布。また、電話相談窓口やインターネット相談窓口の周知を実施。	B:順調	虐待に関して通告・相談できるように、小中学校をはじめ各関係機関に周知を図ったことにより、速やかに連絡が入るような体制をつくることができた。今後についても、「もしかしたら虐待かもしれない」と思ったときに、遠慮せずに相談できる環境づくりを推進したい。	こども家庭課
3	家庭児童相談事業	子育てをする中での様々な悩みや児童虐待の対応について、専門の相談員が対応し、相談内容や家庭状況に応じて、福祉サービス等の案内や専門相談機関への紹介などを行い、子どもと保護者が安心して暮らせるようにサポートします。	子育て家庭の様々な悩みや児童虐待予防に関する対応について、専門の相談員が対応し、相談内容や家庭状況に応じた福祉サービス等の案内や専門相談機関への紹介などを通じて、安心して暮らせるよう支援を実施。	B:順調	相談者からの悩みや相談に対して、福祉サービスや専門相談機関への案内だけでなく、家庭において、どのように困っているのか、根本的な課題に対して向き合って対応していた。今後についても、子どもや保護者からの相談内容だけではなく、家庭が抱えている課題について支援できるように努めたい。	こども家庭課
4	要保護児童対策地域協議会の取組の強化	虐待の発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のために、要保護児童対策地域協議会の取組の強化を図り、地域の関係機関との連携及び情報収集・共有により、支援が必要な児童およびその世帯に適切な対応を行います。	虐待の発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のために、要保護児童対策地域協議会の取組の強化を図り、地域の関係機関との連携及び情報収集・共有により、支援が必要な児童及びその世帯に適切な対応を実施した。	B:順調	関係機関との情報共有や個別ケース検討会議を実施することにより、虐待の発生予防や早期発見だけでなく、役割分担を明確にした上で、その後の支援を行うことができた。今後についても、継続的な支援を実施できるように、協議会の取組を強化していきたい。	こども家庭課
5	妊娠婦への支援の強化	若年妊娠婦や妊娠の受容困難等の不安を抱えた妊娠について、妊娠期から子育て期に至るまで、虐待予防を視野に入れた支援を行います。	・R6年度 妊娠届出数686人、転入妊娠数47人 ・妊娠届出時の面接は、ハイリスク妊娠の把握や母子に最初に関わる重要な機会ととらえ、保健師・助産師が対応し、保健指導を実施。 ・継続支援が必要なハイリスク妊娠婦や医療機関からの依頼により、妊娠婦の保健指導を実施。 ・未熟児や発育の確認や育児指導が必要な方は、医療機関からの連絡票を受け、訪問指導を実施。 ・子育て支援ヘルパー派遣事業(R6年度利用者数 17件) ・「マタニティクラス」を開催し、妊娠、出産、育児に関する知識の普及を行い、出産、育児に関する不安の軽減を図る。(計18回実施。延べ237名参加。)	B:順調	妊娠届出時は、母子に最初に関わる重要な機会ととらえ、保健師・助産師が面談を行い、健康状態や妊娠・出産に対する不安や悩みなどを把握し、保健指導を実施とともに、継続支援が必要なハイリスク妊娠婦には家庭訪問等により継続的な支援を実施した。 妊娠届出時に、イクメン手帳とともに子育てガイド(プラン)を配布し、家族の育児休暇についての説明やマタニティ教室の妊娠以外の参加受け付けを行うなど、父親を含めた家族全体で育児をする生活をイメージしてもらえるよう、働きかけた。 今後も、父親をはじめ家庭全体で育児をすることの大切さの啓発や、家族も参加しやすい教室の開催等に取り組むとともに、妊娠婦だけでなく、父親の育児支援や心身の健康について伝える機会を設けることとする。	こども家庭課
6	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月を迎えるまでの乳児のいる家庭を訪問し、不安や悩みを聞き相談に応じるとともに、子育てに関する情報提供を行います。また、保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い、支援が必要な家庭については、適切な対応を行うため関係機関につなげます。	・乳児家庭全戸訪問事業 (657家庭のうち649家庭に実施。実施率98.8%)	B:順調	生後4か月を迎えるまでの乳児のいる家庭を訪問し、不安や悩みを聞いて相談に応じるとともに、支援が必要な家庭については、適切な対応を行うため関係機関につなげた。 今後も、悩みや気がかりなことがあればいち早く各相談機関や地域の子育て支援サービスにつなげることができるよう継続する。	こども家庭課
7	育てにくさを感じる親への支援	未熟児、多胎児や発達に遅れのある子ども、障害児などの親は、育児不安や負担が大きいため、必要に応じて保育や教育、医療・療育等、専門機関と連携を図りながら相談支援を行います。	・乳幼児の発達についての相談会利用者13件	B:順調	令和6年度からは療育相談会が中止となり、県発達クリニックとあわせて、市が発達相談会を実施し、必要な方が相談できる体制を整えた。 今後も発達に関する専門的な相談を、必要な方が受けることができるよう、相談の機会を提供する。	こども家庭課

基本目標1 子どもの安全を確保する

事業No	事業の名称	計画書記載内容	令和6年度実績	5年間の総括(取り組みの必要性、有効性の観点から)		担当課
				評価	左記評価の要因・どんな効果、課題が あつたか。今後の展開予定	
1 児童虐待防止策の充実						
8	養育支援訪問事業	支援の必要な家庭に対して、養育に関する指導・助言や育児・家の援助を行うことで、家庭の抱える養育上の諸問題の解決及び軽減を図ります。	・支援の必要な家庭に対し、養育に関する指導・助言や育児・家の援助を通して、養育上の諸問題の解決及び軽減を実した。	B:順調	令和6年度からは、家事・育児支援に関しては「子育て世帯訪問支援事業」により実施することとなった。今後については、養育支援訪問事業による養育に関する指導・助言を継続するとともに、必要に応じて、子育て世帯訪問支援事業の利用を勧めたい。	こども家庭課
9	乳幼児健診等未受診児、未就園児、不就学児等への安全確認	乳幼児健診や就学時健診の未受診児、未就園児、不就学児に対する安否確認や継続した支援等、関係機関が相互に連携して、子どもの安全を守る体制づくりに取り組みます。	・乳幼児健診の未受診者、未就園児や登園していない児に対して、家庭訪問や関係機関への聞き取り等により安否確認や状況把握を実施した。 就学時健診の未受診児に対し、通園している幼稚園等を通じて安否確認や健康診断受診の案内を行った。市内小学校への就学が確認できない児童の保護者に対して、文書を送付し、安否確認を行った。	B:順調	乳幼児健診の未受診者や未就園児、登園していない児に対する安否確認や状況確認を行うことで、必要な支援を行うことができた。 今後も、関係機関が相互に連携し、支援を継続することで、子どもの安全を守る体制づくりを推進する。	こども家庭課
10	子育て短期支援事業	保護者の疾病等により、家庭における養育が一時的に困難になった子どもを、児童福祉施設等で預かります。また、DV※被害や経済的に困窮している保護者への早急な対応を図ります。	・保護者の疾病等により、家庭における養育が一時的に困難になった子どもを、児童福祉施設等での預かりを実施。また、DV被害を受けた保護者と子どもへの早急な対応を行った。	B:順調	保護者の育児疲れや疾病等の際には、利用の可否を検討した上で、子どもの預かりを実施した。今後についても、育児疲れや家庭関係の改善等につながると判断した際には、事業の利用を行いたい。	こども家庭課
11	学校における相談体制の強化	全ての公立小中学校にスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図ります。	全ての市立中学校区(小学校はその校区内の連携小学校)に、スクールカウンセラーを配置した(県事業)	B:順調	県事業であり、実施の必要性がある。今後も児童生徒や保護者の悩みに寄り添う活動を展開していく必要がある。	教育センター
2 子育てを支える地域社会の形成						
12	地域協育ネット及びコミュニティ・スクールの推進	地域住民、保護者、学校が協働し、子どもの育ちや学びを地域ぐるみで見守り、支援する地域協育ネット及びコミュニティ・スクールの取組を推進します。	学校運営協議会委員による授業参観や、委員と教職員との協議を継続した。さらに、委員と教職員だけではなく、児童生徒も交えて、学校や地域の課題解消に向けた協議を行った。	B:順調	学校運営協議会委員と教職員、さらに児童生徒を交えて協議することで、コミュニティ・スクールの仕組みを関係者みんなで共有し、その充実を図ることができた。児童生徒の発案で地域貢献の活動に取り組んだり、地域住民が日常的に教育活動に関わって学習支援等をする取組も増えている。 山口県が進める「地域連携教育再加速化事業」(R5～R7)とともに、本市の地域連携教育のさらなる推進にも取り組んでいく必要がある。その推進のために、これまで大人で共有してきたコミュニティ・スクールの意義や取組を児童生徒とも共有し、子供たちが主体となるようなコミュニティ・スクールへと展開していく。	学校教育課
			市内全中学校区に配置した14名の地域学校協働活動推進員を対象とした研修会を3回実施した。1回めの研修会では、推進員、県立学校のCSサポーターを対象に県や岩国市の地域連携教育について周知し、2回め以降の研修会では、小・中・高校の地域連携担当教職員やCSサポーター、公民館等の社会教育指導員を交え、活動事例の共有などを行い、連携強化やマネジメント力の向上につながった。	B:順調	各中学校区で特色ある取組を行うことができた。地域学校協働活動推進員が中心になり、公民館と学校との共催事業や中学生の地域行事へのボランティア参加の促進など、子どもの育ちや学びを、地域ぐるみで見守り、支援することができたが、協育ネットについては学校が主体となる事例が多くみられた。今後もこどもまんなか社会の実現の為に、地域全体で育てる体制が必要である。	生涯学習課

基本目標1 子どもの安全を確保する

事業No	事業の名称	計画書記載内容	令和6年度実績	5年間の総括(取り組みの必要性、有効性の観点から)		担当課
				評価	左記評価の要因・どんな効果、課題があつたか。今後の展開予定	
1 児童虐待防止策の充実						
13	民生委員・児童委員 活動の充実	民生委員・児童委員活動等を通じて、地域を見守り、子育て家庭が抱える悩みや不安の解消を図ります。	民生委員児童委員協議会全体で、地域の子育て体制を支援。	B:順調	学校付近での挨拶運動や授業の補助等を行うことで、子供が安全安心に過ごせる環境づくりに貢献できた。 引き続き民生委員・児童委員活動等を通じて、地域を見守り、子育て家庭が抱える悩みや不安の解消を図る。	福祉政策課
14	母子保健推進員による地域活動	母子保健推進員が、家庭を訪問して子育てに関する情報提供をしたり、地域の輪づくり活動を推進したりするなど安心して子育てができるように支援します。	・母子保健推進員(156名 R6.4.1時点)が育児不安や孤立感の軽減、保護者の交流の場の提供のために、子育ての輪づくり活動を行う。(年39回、延べ1,016人参加) ・母子保健推進員が身近な子育て支援者となるよう育成・支援する。	B:順調	母子保健推進員が2歳未満のこどものいる家庭を訪問して子育てに関する情報提供や、育児不安や孤立感を軽減するためには保護者の交流の場を提供するなど、安心して子育てができるように支援を行った。 今後も、安心して子育てができるよう、子育てに関する団体として連携する。	こども家庭課
15	地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援センターを子育て支援の拠点と位置づけ、子育てに関する相談や必要な情報の提供を行うとともに、子育てサークルの活動支援や交流の場づくりを推進します。	こども館(利用者26,996人)、児童館(利用者4,543人)で実施。子育てアプリの活用やチラシ配布により周知を図ってきた。	B:順調	子育て親子の交流、子育てに関する相談、情報提供を行うことで、安心して子育てができる環境づくりに取り組んだ。子育て中の親の孤独感や不安感の減少に今後も重要だと考える。	こども家庭課
			公立認定こども園2園、私立保育4園で実施。「母子モ♡いわくに」による情報配信。	B:順調	子育てに関する相談や情報の提供を行い、交流の場の提供に務める。	保育幼稚園課
16	放課後子供教室の実施	全ての児童を対象として、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用した子どもの居場所を設け、地域の方々の参画を得て、勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供します。	・13か所(15小学校区)で放課後子供教室を実施。 ・全事業数251、延べ2,572人の児童が参加した。 ・放課後子供教室指導者を対象にした研修会を2回実施し、近隣自治体の担当者や各教室からの事例発表や情報共有、情報交換などを行った。	B:順調	全ての児童を対象に、自然体験活動や創作活動、伝統芸能などの文化活動など幅広い分野で事業を行うことができた。市内全体の子どもの数が減少している中、参加人数は毎年延べ2000人を超えた。担い手不足などの理由により休止する教室もある中、学校が休校になっても地域住民の意向で活動を継続している教室もある。今後も、教室の継続と新規の開催を呼びかけていく。	生涯学習課
3 子育てしやすい生活環境の整備						
17	防犯活動・補導活動の実施	子どもを犯罪等から守るために、地域の防犯パトロールなどの防犯活動や街頭補導活動等、犯罪が発生しない環境づくりに努めます。	・防犯カメラの適切な運用(169台) ・自治会等地域住民の自治組織が管理する防犯灯の設置経費の一部補助や電気料金の全額助成を実施。設置経費補助については、上限額の増額を行った。 ・岩国地区防犯対策協議会に補助金を交付し、協議会を通して防犯活動(子ども、女性を犯罪から守る対策・地域安全活動・犯罪予防活動・少年の非行防止と青少年の健全育成活動・安全な社会環境づくり)を推進 ・保育園児を対象とした公園の安全点検を実施(令和6年度1回) ・広報紙へ特集記事「子どもたちの安全を守るために」を掲載、子どもが被害に遭わぬために気を付けることなどを紹介し防犯意識の向上を図った。	B:順調	・市内各所に防犯カメラが設置されていることで、犯罪や事故の未然防止、早期解決につながっている。通学路等への市民からの増設の要望もあるが、一方でプライバシーを不安視する意見も出ているため、増設には慎重な判断を要する。 ・防犯灯の設置経費や電気料金を補助することで、防犯灯が普及し、犯罪が発生しない環境づくりにつながった。 ・補助金交付により、防犯対策協議会における小・中学校での防犯訓練などの活動支援を行った。今後も引き続き連携していく。 ・公園安全点検で、園児によりわかりやすく伝わる内容についてともに、保護者に対しての防犯意識の向上にもなるよう配布物等を工夫していく。	くらし安心安全課
			・6月から3月まで、延べ81回補導活動を実施した。	B:順調	青少年の非行防止、犯罪の抑止、市民の防犯意識の醸成に有効である。 今後も青少年の健全育成のための非行防止活動を推進していく必要がある。	青少年課
18	通学路の安全対策	学校、保護者、道路管理者、警察等と合同で通学路の安全確認、危険箇所の点検を実施し、通学路の安全確保を図ります。各学校で組織しているスクールガードが、登下校の見守りを実施し、通学路の安全性の向上に努めます。	道路管理者、警察等と合同で通学路の安全確認、危険箇所の点検を行った。 (8/19~8/27のうち4日) 交通安全週間において、スクールガードが登下校の見守りを行った。学校によっては、年間を通じて見守りを行っている。	B:順調	令和2年~6年の間で180件の危険箇所の対策が実施された。未対応の箇所においても、見守り活動により事故の防止に繋げている。 平成24年より「岩国市通学路学校安全対策協議会」が発足しており、通学路の安全のために今後も継続していく必要がある。	学校教育課

基本目標1 子どもの安全を確保する

事業No	事業の名称	計画書記載内容	令和6年度実績	5年間の総括(取り組みの必要性、有効性の観点から)		担当課
				評価	左記評価の要因・どんな効果、課題があつたか。今後の展開予定	
1 児童虐待防止策の充実						
19	交通安全教育の充実	幼児期から交通安全教室の開催等を通して、子どもの交通安全意識の向上に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全教室 保育園 120回、幼稚園 78回 小中学校(自転車教室、一日入学等) 8回 ・交通安全運動期間中の自転車点検・自転車ヘルメット着用キャンペーン 中等学校 1回 高等学校 3回 ・SNSによる啓発(通年) 	B:順調	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年から令和4年の間は、新型コロナウイルス感染症の影響により、交通安全教室の開催数が大きく減少していた。しかし、令和5年以降は以前の開催水準まで回復している。 ・アンケートでは、特に児童向けのキャラクターを使用した交通安全教室が大変人気を博している。さらに、母国語が日本語ではない児童のために、英語に対応した教室も開催しており、こちらも好評である。 ・令和6年の道路交通法改正に伴い、自転車乗車時の交通ルールが大きく変更されるため、今後は自転車に関する指導に力を入れていく必要がある。これにより、児童たちが新しいルールをしっかりと理解し、安全な交通環境を築くことを目指す。 	くらし安心安全課
			<ul style="list-style-type: none"> ・各学校において、交通安全教室(自転車教室を含む)や危険予測学習を実施した。 ・交通安全資料を学校に送付し、児童生徒に交通事故防止に向けた注意喚起を行った。 	B:順調	<p>ヘルメット着用が努力義務化され、交通安全教室で自転車事故の怖さを知った児童生徒の意識が以前より高くなつた。</p> <p>また、自転車保険の制度についても周知する学校が増加した。</p> <p>山口県から発行される交通事故啓発リーフレットの活用や各学校で安全デジタルマップ作成を推進したり、ICTを利用してKYT学習を積極的に実施するように伴走支援をしていきたい。</p>	学校教育課
20	公園の整備	公園を安全・快適に利用できるよう公園施設の定期点検を実施するとともに、計画的に整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・岩国市公園施設長寿命化計画に基づき、遊具の更新を実施(10公園・13施設) ・室の木町第一街区公園の整備のほか旭町第二街区公園のトイレの改修を実施 	B:順調	安全・快適な公園整備に向け、岩国市公園施設長寿命化計画に基づく遊具更新やトイレ改修等を計画的に実施した。今後も継続的な公園施設の更新や改修等が必要である。	公園施設課
21	子どもの救急医療体制の整備	安心して医療サービスを受けることができるよう、医療サービスの機能強化に向けた整備や支援等を行います。また、救急医療機関への支援と救急医療の適切な受診のための普及啓発活動を推進します。	救急医療提供体制の維持に努めるとともに、救急を利用する市民を対象に啓発物品の配布や小児救急医療電話相談事業(#8000)の普及啓発を実施しました。	B:順調	岩国医療センター及び医師会病院における救急受診者のうち、小児の救急受診者数については減少傾向にあるものの、小児救急電話相談件数の利用状況はほぼ横ばいとなつていて。今後も救急医療適正利用と事業の普及啓発を継続しながら、救急医療体制の堅持に努める。	地域医療課

基本目標2 子どもと親の健康を守る

事業No	事業の名称	計画書記載内容	令和6年度実績	5年間の総括(取り組みの必要性、有効性の観点から)		担当課
				評価	左記評価の要因・どんな効果、課題が あつたか。今後の展開予定	
1 母子保健施策の推進						
22	妊娠・出産・育児に関する知識の普及啓発	妊娠婦や家族、子育て期の親等が、安心して妊娠・出産・育児に向き合えるように、教室の開催や母子保健推進員の訪問、広報紙等により正しい知識の普及啓発や情報の発信を行います。	・訪問や相談対応時に子育てに関する情報提供を実施。 ・「マタニティクラス」を開催し、妊娠、出産、育児に関する知識の普及を行い、出産、育児に関する不安の軽減を図る。	B:順調	教室の開催や母子保健推進員の訪問、広報紙、乳幼児学級等により正しい知識の普及啓発や情報提供を行ったことにより、妊娠婦や家族、子育て期の親等が、安心して妊娠・出産・育児に向き合えたのではないかと考える。今後は、若いうちから妊娠・出産を含めた将来のライフプランを考えて自分の生活に向き合い、健康を維持していくことができるよう、情報を発信する、また、さらに、父親をはじめ家庭全体で育児をすることの大切さの啓発や家族が参加しやすい教室の開催等、妊娠婦だけでなく、父親の育児支援や心身の健康について伝える機会の充実を図ることとする。	こども家庭課
23	妊娠健康診査の実施	妊娠婦が精神的にも身体的にも健康な状態で出産を迎えることができるよう、妊娠健康診査を行います。	妊娠健診実施(受診者延数:8,080人)	B:順調	妊娠婦が精神的にも身体的にも健康な状態で出産を迎えることができるよう、妊娠健康診査を行ってきたが、今後も、継続して実施し、心身の安定を図る。	こども家庭課
24	保健指導の実施	乳幼児が基本的生活習慣を確立し、心身ともに健やかに成長できるように、食育、歯の健康などの保健指導を行います。	離乳食教室、乳幼児学級、育児相談、幼児健診等の場において月齢に応じた食育、歯の健康などの保健指導実施。	B:順調	乳幼児学級等により正しい知識の普及啓発や情報提供を行ったことにより、子育て期の親等が、安心して育児に向き合えたのではないかと考える。今後も乳幼児が基本的生活習慣を確立し、心身ともに健やかに成長できるよう、食育、歯の健康などの保健指導を行う。	こども家庭課
25	乳幼児の健康診査・発達支援	乳幼児の疾病的早期発見・早期治療のために健康診査や発達相談の実施、医療・療育等の専門機関と連携した子どもの成長発達支援を行います。	・乳児健診(1か月児、3か月児、7か月児・1歳児)は、医療機関委託で実施している。各健診は、県外の里帰り先で受診した場合、償還助成制度を実施している。 ・1歳6か月児健診及び3歳児健診は集団健診で実施している。 ・健康診査や発達相談の実施、医療・療育等の専門機関と連携した子どもの成長発達支援とともに、健診結果後の継続支援や要精密検査となった乳幼児のフォローを実施した。	B:順調	乳幼児健康診査や発達支援事業等、多様な事業を通して早期発見、早期療育に取り組んだ。今後も、乳幼児の疾病的早期発見、早期治療のため、健康診査や発達相談の実施、医療・療育等の専門機関と連携した子どもの成長・発達支援を行うこととする。	こども家庭課
26	予防接種体制の充実	子どもを病気から守るために、任意予防接種の一部助成を行うなど、予防接種体制の充実を図ります。	・主な定期予防接種の接種率:BCG(96.4%)、四種混合(五種混合含む)(99.2%)、MR1期(96.9%)・2期(83.3%)、ヒブ(5種混合含む)(98.0%)、肺炎球菌(95.7%) ・接種忘れの防止や接種率向上のために、個別通知や市報・ホームページ等により接種勧奨。 ・おたふくかぜワクチンについて接種費用の一部を助成。 ・インフルエンザワクチンについて接種費用の一部を助成。 ・感染症の予防のために、国、県からの情報をタイムリーにホームページ等により周知・啓発。	B:順調	定期接種については、高い接種率を維持出来ている。個別通知による接種勧奨は効果が大きいと考えられるので、適切な時期に通知することで、更なる接種率の向上に努めたい。 また、任意接種については、接種費用の一部を負担することで保護者の経済的負担を軽減し、接種しやすい環境を整えることが出来ている。今後も引き続き、子どもの保健及び福祉の向上を図りたい。	健康推進課
27	助産施設入所支援	経済的理由で入院助産を受けることができない場合に、助産施設において助産を実施します。	経済的理由で入院助産を受けることができない場合に、助産施設利用の周知を実施。	B:順調	引き続き、経済的理由で入院助産を受けることができない場合、助産施設利用の周知を実施していく。	こども家庭課
28	不妊治療費の助成	不妊に悩むカップルへの支援として、不妊治療に係る費用負担の一部助成を行います。	・一般不妊治療費助成事業の所得制限を撤廃するとともに、岩国市人工授精治療費助成事業を開始し、所得に関係なく補助がを受けることができるよう整えた。 一般不妊治療費助成事業の実件数80件(うち市事業対象者7件) ・岩国市人工授精治療費助成事業3件 ・岩国市不育症検査治療費助成事業を令和4年度から実施(助成件数5件)	B:順調	不妊に関する助成を強化し、経済的負担の軽減を図った。 今後も、妊娠前からの切れ目のない支援を行う必要がある。	こども家庭課

基本目標2 子どもと親の健康を守る

事業No	事業の名称	計画書記載内容	令和6年度実績	5年間の総括(取り組みの必要性、有効性の観点から)		担当課				
				評価	左記評価の要因・どんな効果、課題が あつたか。今後の展開予定					
1 母子保健施策の推進										
2 妊娠から子育てまでの相談体制の充実										
29	妊娠届出時からの相談・支援	妊娠届出時に保健師・助産師が面接し、健康状態、妊娠・出産に対する不安や悩みなどを把握し、家庭訪問等により継続的な支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・R6年度 妊娠届出数687人、転入妊婦数47人 ・妊娠届出時の面接は、ハイリスク妊婦の把握や母子に最初に関わる重要な機会ととらえ、保健師・助産師が対応し、保健指導を実施。 ・継続支援が必要なハイリスク妊婦や医療機関からの依頼により、妊産婦の保健指導を実施。 	B:順調	妊娠届出時に保健師・助産師が面接することで、妊娠・出産に対する不安や悩みを早期に把握し、産後にかけた伴走型支援が可能となっている。	こども家庭課				
30	相談場所の周知	妊娠から出産、子育てまでの総合相談窓口「ほっと！」など、訪問や来所、電話などで気軽に相談できる相談場所の周知を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届時に配布するパンフレットや子育てガイドブックに妊娠・出産・子育ての総合相談電話を掲載 ・ヤングケアラーや児童虐待の相談窓口としてもこども家庭センターを周知 	B:順調	子育て世代包括支援センターとこども相談室がこども家庭センターとなつたことで、妊娠中から子育て中、こどもの相談にも対応できる体制となつており、周知を行つていく。	こども家庭課				
31	産後支援の充実	医療機関とも連携を図りながら、産後うつの早期発見と対応に努めます。また、産後の心身の安定を図り、安心して子育てに向き合えるように、子育て支援ヘルパー派遣事業や産後ケア事業など、産後の支援を充実させます。	産後健診にて、産後うつ傾向や支援が必要な人を早期発見でき、医療機関からの連絡により早期の対応につながつてゐる。また、医療機関からの連絡や赤ちゃん訪問時などで必要な方には、子育て支援ヘルパー派遣事業や産後ケア事業などの利用につなげている。	B:順調	産後の健診結果に応じ、医療機関から連絡が入る関係性が構築できており、支援が必要な産婦を早期に把握できている。必要な人には、子育て支援ヘルパーや産後ケア事業につなげよう、産後の支援を充実させている。	こども家庭課				
32	地域子育て支援センターとの連携	子育て世代包括支援センター 及び保健センターは、身近な相談場所である地域子育て支援センターと連携を図りながら、相談支援を行います。	子育て支援ネットワーク会議にて、各地域子育て支援センターの情報を共有し、顔の見える関係性を築くことで連携強化した。	B:順調	身近な相談場所である地域子育て支援センターと連携を図りながら、相談支援を行つていく必要があり。	こども家庭課				
33	産科医療機関との連携	産科医療機関と連携を図りながら、つながりのある妊娠・出産・産後の支援を行います。	妊娠婦健診のみならず、支援が必要な妊娠婦について、随時産科と連携し、個別支援を実施。	B:順調	妊娠婦健診に限らず、支援が必要な妊娠婦については、随時産科医療機関と連携し、個別支援を実施できている。	こども家庭課				
34	関係機関との連携強化	子育て世代包括支援センターは、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援を行うため、関係機関との連携を強化します。	妊娠中から子育て中まで、医療機関や園・学校等から気になる家庭の情報を提供を受け、適切な支援につながるよう連携した。	B:順調	病院、行政機関、園や学校、ボランティア団体等、育児に係る関係機関と随時連携しながら、必要時、個別ケース会議を開催していく。	こども家庭課				
3 思春期の保健対策及び有害環境対策の推進										
35	思春期教室の開催	中高生等に対して、妊娠・出産について正しい知識を伝えるため、思春期教室を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校と連携し、各中学・高校において、「乳幼児と中学生とのふれあい体験学習」や「思春期教室」を実施。(14回 794人) 	B:順調	中高生等に対して、生命の大切さや正しい知識を伝えるため実施してきた「ふれあい体験学習」や「思春期教室」を継続する。	こども家庭課				
36	保健教育の推進	成長の基礎となる丈夫な身体をつくり、心と身体のバランスのとれた成長を促すとともに、性に対する正しい知識を身につけさせるため、発達に応じた保健教育を推進します。	各学校において、発達段階に応じた保健教育を行つた。	B:順調	<p>コロナ禍の影響で教育活動に制限のある中、各校において様々な工夫を取り入れた保健教育を実施し、発達段階に応じた資質・能力を育成することに努めた。</p> <p>心身のバランスのとれた成長を促すためには、継続的・系統的な保健教育に引き続き取り組んでいくことが必要である。</p>	学校教育課				
37	スポーツ環境の充実	子どもが日頃から積極的にスポーツに親しむ習慣を持ち、スポーツに対する意欲及び能力を育成するため、スポーツ少年団の活動支援等環境の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども対象の各種スポーツ大会、スポーツ教室・講習会を共催・後援し、スポーツを体験できる機会を提供 ・市民健康スポーツのつどいスポーツフェスタの開催 ・親子元気アップ教室の開催 ・SOMPOボールゲームフェスタの開催 ・市民モルック大会の開催 ・スポーツ合宿に係るスポーツ教室の開催 	B:順調	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のスポーツ関係団体との連携により様々な大会・教室等を開催することができた。内容も多岐にわたつたため、子どもたちの興味を引くことができ、技術や体力、コミュニケーション能力の向上にも寄与した。 ・一方で、スポ少などは経済的な理由や家庭の事情により、参加に差が出る場合がある。 ・今後も引き続き地域との連携により定期的なイベントや大会を開催するとともに、幅広いスポーツの選択肢を提供するなど環境の充実に努める。 	スポーツ推進課				

基本目標2 子どもと親の健康を守る

事業No	事業の名称	計画書記載内容	令和6年度実績	5年間の総括(取り組みの必要性、有効性の観点から)		担当課
				評価	左記評価の要因・どんな効果、課題が あったか。今後の展開予定	
1 母子保健施策の推進						
38	自分を守る知識の普及	飲酒・喫煙・薬物等が及ぼす健康への影響について、児童生徒の学習機会の充実を図るとともに、インターネットの有害情報へのアクセス防止のため、利用方法などについて正しい知識の普及を図ります。	飲酒・喫煙・薬物等が及ぼす健康への影響について、児童生徒の学習機会の充実を図るとともに、インターネットの有害情報へのアクセス防止のため、利用方法などについて正しい知識の普及を図ります。	B:順調	県事業であり、実施の必要性がある。今後も薬物濫用等の未然防止に向けての取組みが必要である。	青少年課
39	問題行動に対する連携強化	少年非行等の問題行動やいじめ・不登校問題については、学校、家庭、地域及び関係機関とのネットワークづくりを強化し、子どもの心の問題に寄り添い、組織で対応していきます。	少年非行等の問題行動やいじめ・不登校問題については、学校、家庭、地域及び関係機関とのネットワークづくりを強化し、子どもの心の問題に寄り添い、組織で対応していきます。	B:順調	関係機関と連携を取り合うことで、緊急の案件等において速やかな情報共有を図ることができた。今後も関係機関と連携を取りながら問題に対応する必要がある。	青少年課

基本目標3 支援を要する子どもや家庭を支える

事業No	事業の名称	計画書記載内容	令和6年度実績	5年間の総括(取り組みの必要性、有効性の観点から)		担当課
				評価	左記評価の要因・どんな効果、課題があつたか。今後の展開予定	
1 ひとり親家庭等の自立支援						
40	児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭や重度の障害の状態にある父または母が、児童を育成している家庭において、生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図るために児童扶養手当を支給します。	R6児童扶養手当受給者数 918人(3月末現在)	B:順調	ひとり親等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることができた。 引き続き、適正な支給を実施する。	こども家庭課
41	ひとり親家庭医療費助成制度	ひとり親家庭の親と子どもの医療費について、保険診療の自己負担額を助成します。	月平均対象者:1,581人 総受診件数:24,547件 総助成医療費:64,184,152円	B:順調	医療費の助成を実施することで、子育て家庭の経済負担を軽減することができた。 安心して子育てができるよう、継続して実施していく必要があると考える。	こども家庭課
42	自立支援教育訓練給付金の支給	ひとり親家庭の父母に対し、技能や資格を取得するための給付金を支給します。	自立支援教育訓練給付金 支給実人数0人 高等職業訓練促進給付金等給付事業費補助金 支給実人数5人、入学支援修了一時金3件	B:順調	毎年一定数の実績があることから、ひとり親等の就業支援による自立を促進できていると評価している。 引き続き、制度の周知に努める。	こども家庭課
43	母子父子寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭及び寡婦の方が、経済的自立により安定した生活を営むことができるよう、各種福祉資金の貸付を行います。	母子寡婦福祉資金の貸付(県事業) 受付窓口は市でも対応。	B:順調	母子父子寡婦福祉資金の貸付(県事業)については、新規貸付実績はないが、相談件数(受付窓口は市)は毎年一定数ある状況。 引き続き、制度の周知及び貸付相談等を実施する。	こども家庭課
44	母子・父子自立支援員の設置	母子・父子自立支援員を設置し、ひとり親家庭や寡婦の方が抱えている問題の相談に応じ、その解決に必要な助言や情報提供を行うなど、自立に向けた支援をします。	自立支援員1名を設置	B:順調	広くひとり親家庭の抱える問題等の相談窓口として機能している。 引き続き、きめ細やかな支援に努める。	こども家庭課
45	支援制度の周知	ひとり親家庭に対しての支援情報を届け、利用につなげるために、紙媒体やホームページなど様々な手法で情報提供に努めます。	各種方法により情報提供	B:順調	紙媒体やホームページのほか、LINE、母子モ、市民メールにより情報提供を行った。 引き続き、市民に伝わりやすい情報提供に努める。	こども家庭課
46	母子生活支援施設への入所	18歳未満の子どもを養育している母子家庭等が、生活困窮やDVなどにより支援を必要としている場合に、母子生活支援施設への入所を行い、自立に向けた支援をします。	生活困窮やDVなどにより支援を必要としている母子家庭に対して、円滑な施設入所を行うことができた。	B:順調	生活困窮やDVなどにより支援を必要としている母子家庭に対して、状況確認や施設への情報提供を行い、円滑な施設入所につなげていく。	こども家庭課
2 障害のある子どもがいる家庭への支援						
47	障害に関する知識の普及	社会全体が障害児を温かく見守る環境を形成するため、情報発信等により、障害に関する知識の普及と障害児への理解を深める啓発に努めます。	「ふれあいeタウンいわくに」の年間ホームページ アクセス数:225,665件	B:順調	広報誌等に障害者福祉に関する情報を定期的に掲載したほか、ふれあいeタウンいわくにでは、地域の社会資源、地域活動などのお知らせを積極的に発信し、障害に関する理解促進に努めた。 各種サービスの情報や施設情報、イベント情報などを障害の有無に関わらず住民の誰もが容易に入手できるようにする。 ふれあいeタウンいわくにのコンテンツの充実のほか多様な手段による情報提供を行っていく。	障害者支援課
48	障害の早期発見と早期療養の実現	乳幼児に対する健診や相談、就学時健診等により、病気や発達の遅れを早期発見するとともに、必要に応じて医療機関や療育機関へつなげます。	・障害児等総合療育相談訓練事業(延べ人数) 相談:2,829人 訓練:4,451人 ・ことば・きこえの教室(幼児部):58人(実人員) ・在宅障害児療育支援事業:403組(延べ組数)	B:順調	心身に障害がある、または疑われる児童とその保護者に、療育に関する総合的な相談支援を提供し、健全な成長を促し、家族の不安を軽減した。今後も事業を継続実施する。	障害者支援課

基本目標3 支援を要する子どもや家庭を支える

事業No	事業の名称	計画書記載内容	令和6年度実績	5年間の総括(取り組みの必要性、有効性の観点から)		担当課
				評価	左記評価の要因・どんな効果、課題があつたか。今後の展開予定	
1 ひとり親家庭等の自立支援						
49	障害児等への支援・相談体制の充実	支援を必要とする障害児等が、地域の身近な場所で必要なサービスを利用できるよう、障害福祉サービスの基盤整備を図ります。また、療育機能及び相談体制の充実を図ります。	<p>・児童発達支援センター 市内事業所数:1 ・児童発達支援 市内事業所数:11 ・放課後等デイサービス 市内事業所数:18 ・保育所等訪問支援 市内事業所数:8 ・相談支援事業所による支援の充実:市内6事業所に委託</p>	B:順調	<p>児童発達支援センターを中心として、関係機関と連携し、発達上の課題確認、障害の早期発見からの早期療育を開始できるよう療育・相談体制の充実をはかった。 サービス提供事業所においては、児童の障害特性に応じた課題解決についての提案や適切なサービス提供を行い、保護者が育児などについて一人で不安や悩みを抱えまこないよう相談支援を行った。 今後も事業を継続実施する。 これまで提供しているサービスの質の向上とともに障害児や保護者の利用ニーズに応えられるような体制の充実を図る。 また、ペアレントメンターやピアサポート活動支援を行い、保護者への相談支援、助成を行う。</p>	障害者支援課
50	障害児の受入れの推進	認定こども園・幼稚園・保育園・放課後児童教室等では、関係機関との連携を通して障害児の受入れを推進します。	職員を加配するなどにより障害児の受入れを推進した。	B:順調	<p>配慮が必要な児童に対して職員を加配したほか、状況に応じて手すりや温水洗浄便座等の設備を整備した。 今後も、必要に応じてできる限りの対応を行いたい。</p>	保育幼稚園課
51	特別支援教育支援員の配置	小・中学校において、障害のある児童生徒に対し、日常生活の介助や学習活動のサポートを行うため、特別支援教育支援員を配置します。	<p>人員配置 48人 総事業費 112,134千円</p>	B:順調	<p>支援が必要な児童生徒の人数や、対応する教員の人数、必要とする支援員の人数を各小中学校から聴取し、特別支援教育支援員を各校に適切に配置することができた。 児童生徒数は減少しているが、特別支援学級に限らず、通常学級においても支援が必要な児童生徒が増えている。児童生徒が安心して学校生活を送るためには、特別支援教育支援員の存在が不可欠である。今後も各学校の需要数を把握し、適切な配置を行っていく。</p>	学校教育課
52	各種手当の支給	特別児童扶養手当、障害児福祉手当、心身障害児福祉手当等の各種手当を支給します。	<p>特別児童扶養手当 1級 受給者数:111人 手当月額:55,350円 2級 受給者数:274人 手当月額:36,860円 障害児福祉手当 受給者数:72人 手当月額:15,690円 心身障害児福祉手当 受給者数:182人 手当月額:2,000円</p>	B:順調	受給者の家計の支援に貢献した。 今後も事業を継続する。	障害者支援課
53	重度心身障害者医療費助成制度	身体障害者手帳1~3級、療育手帳A等をお持ちの方の医療費について、保険診療の自己負担額を助成します。	<p>月平均対象者:3,281人 総受診件数:105,265件 総助成医療費:490,479,717円</p>	B:順調	受給者の家計の支援に貢献した。 今後も事業を継続する。	障害者支援課
3 子どもの貧困対策の推進						
54	相談体制の充実	子どもと家庭の問題についての相談窓口である、こども相談室をさらに充実し、生活に困窮する家庭の子どもを含め、全ての子どもが心身ともに健やかに育つよう努めます。	保育士、社会福祉士等の専門職により、子育て家庭に対する相談・支援を実施した。	B:順調	相談者からの悩みや相談に対して、福祉サービスや専門相談機関への案内だけでなく、家庭において、どのようなことに困っているのか、根本的な課題に対して向き合って対応してきた。今後についても、子どもや保護者からの相談内容だけではなく、家庭が抱えている課題について支援できるように努めたい。	こども家庭課

基本目標3 支援を要する子どもや家庭を支える

事業No	事業の名称	計画書記載内容	令和6年度実績	5年間の総括(取り組みの必要性、有効性の観点から)		担当課
				評価	左記評価の要因・どんな効果、課題があつたか。今後の展開予定	
1 ひとり親家庭等の自立支援						
55	連携体制の強化	課題を早期に共有し、適切かつ迅速な対応につなげるために、福祉部局と教育委員会、学校等との連携をさらに強化します。	こども相談室を筆頭に福祉部局、教育委員会及び学校等と連携し、課題に対応。こども家庭センター設置に伴い、こども相談室が(保健センターからR5)当課に隣接する執務場所に移動した好影響下において生活保護の母子世帯は増加している(年度別月平均数で、R3:24 R4:26 R5:30 R6:36.8世帯)。増加の要因を本来受給すべき貧困層に保護が行き届きやすくなつたためと分析する。	B:順調	福祉政策課を核として現在、令和9年度の開始に向けて推進検討している重層的支援体制整備事業(以下、重層事業)は、高齢、障害、こども、生活困窮を担当する部門が相互に連携し、チームとして支援していく仕組みである。経済的困窮という状態に着目して支援する当課においては、属性別に分けられた(当課以外の)各部門からの情報提供や専門的知見に依存した支援開始も多く、重層事業の結節点となりうる当課の特性を意識した体制構築が肝要である。	生活支援課
			関係機関との情報共有に努め、相互に連携を図ることで、適切な支援を実施した。	B:順調	関係機関との情報共有や連携については、重点的に実施している。課題を早期に共有し、適切かつ迅速な対応につなげるため、今後についても、情報共有や連携を継続していきたい。	こども家庭課
			関係部署と連携し、児童生徒が抱える問題解決に向けて支援を行った	B:順調	関係部署と連携することにより、支援体制を取ることができた。早期から支援の必要な児童生徒を把握することが重要であることから、今後も継続して関係部署が連携する必要がある。	学校教育課
56	教育の支援	就学前の教育・保育に係る保育料の無償化・軽減をはじめ、就学援助、奨学金貸付などにより、全ての子どもが希望する教育を均等に受けられるよう、教育機会の提供に努めます。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実を図ります。	就学援助費 小学生 606人 16,855千円 中学生 423人 26,689千円 特別支援教育就学奨励費 小学生 135人 1,550千円 中学生 76人 2,100千円	B:順調	(就学援助費・特別支援教育就学奨励費) 令和5年12月から電子申請を開始したことにより、休日も申請することが可能となり、申請者の利便性を高めることができた。低所得世帯の就学児が安心して就学するためには、制度の継続が必要である。	学校教育課
			・市立小中学校、保護者等へスクールソーシャルワーカーを適宜派遣し、支援を行った。 ・市独自の取組みとして、必要に応じてスクールカウンセラーを緊急派遣した。 ・全ての市立中学校区(小学校はその校区内の連携小学校)に、スクールカウンセラーを配置した(県事業)。	B:順調	スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの派遣を実施することにより、児童生徒等への支援につながった。中学校区へのスクールカウンセラー配置については、県事業であり、実施の必要性がある。 今後も課題を抱える児童生徒や保護者に寄り添い、支援する必要がある。	教育センター
57	学習の支援	貧困の連鎖を防止するため、生活保護世帯等生活困窮世帯の子どもを対象として、学習支援、居場所の提供及び進路相談等を行います。	生活困窮家庭(生保受給世帯又は就学援助受給世帯等)を対象に学習支援事業を実施し、進路相談、学びの場の提供及び学習支援等を行った。 89回開催、延べ638人参加	C:要改善	令和3年度に対象校区を拡大し、現在は市内2か所(今津町及び平田)で毎週、子どもの学習・生活支援事業を実施しているところである。単に勉強を教えるだけではない包括的な支援をも企図する当事業だけに、地域偏在の課題を始めとして必要な対象者に支援が行き届いているかを測定する方法を模索している。今後は、これと同趣旨かつ補完する内容を持つ、国が令和6年10月に制度化した子どもの進路選択支援事業も、早ければ重層事業の開始に合わせ、導入検討したい。	生活支援課
58	子どもの居場所づくり	子ども食堂等を行う団体の活動を支援し、子どもの居場所づくりを推進します。	市内における子どもの居場所を把握・周知することで、目的に応じた居場所の案内につなげることができた。	B:順調	市内における子どもの居場所を把握・周知することで、目的に応じた居場所の案内につなげることができた。今後は、他の事例等の情報収集にも力を入れ、既存事業の活用や新たな取り組みへの研究に努めていきたい。	こども家庭課
59	保護者に対する就労の支援	世帯の安定的な経済基盤を築くため、自立支援教育訓練給付金給付事業の活用により、親の学び直しの視点を含めた就労支援を行います。また、高等職業訓練促進給付事業を通じて、ひとり親家庭の就業支援を行うなど、ハローワークとも協力して保護者の就労を支援します。	自立支援教育訓練給付金給付事業費補助金 支給実人数0人 高等職業訓練促進給付金等給付事業費補助金 支給実人数5人、入学支援修了一時金3件	B:順調	毎年一定数の実績があることから、ひとり親等の就業支援による自立を促進できていると評価している。 引き続き、制度の周知に努める。	こども家庭課
60	経済的な支援	保護者の子育てに係る経済的負担を軽減するため、児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施、母子父子寡婦福祉資金貸付金等による支援を行います。	□児童手当 受給者数 8,178人 (令和7年2月末時点) □児童扶養手当 受給者数 918人 (令和7年3月末時点) □母子父子寡婦福祉資金貸付 新規貸付 0件	B:順調	法に基づく手当の支給を実施。 令和6年10月からは児童手当の制度改正による拡充により、受給者数が大きく増加した。 母子父子寡婦福祉資金の貸付(県事業)については、新規貸付実績はないが、相談件数(受付窓口は市)は毎年一定数ある状況。 引き続き、適正な支給及び貸付相談等を実施する。	こども家庭課

基本目標4 多様なニーズに応じた子育て環境をつくる

事業No	事業の名称	計画書記載内容	令和6年度実績	5年間の総括(取り組みの必要性、有効性の観点から)		担当課
				評価	左記評価の要因・どんな効果、課題があつたか。今後の展開予定	
1 子育て支援サービスの充実						
61	地域子育て支援センター事業	地域子育て支援センターを子育て支援の拠点と位置づけ、相談事業における各行政分野との連携強化を図ります。また、専任の職員による相談や必要な情報の提供を行うとともに、子育てサークルの活動支援や交流の場づくりを推進します。	こども館(利用者26,996人)、児童館(利用者4,543人)で実施。子育てアプリの活用やチラシ配布により周知を図ってきた。	B:順調	子育て親子の交流、子育てに関する相談、情報提供、連携を行うことで、安心して子育てができる環境づくりに取り組んだ。 子育て中の親の孤独感や不安感の減少に今後も重要だと考える。	こども家庭課
			公立認定こども園2園、私立保育4園で実施。	B:順調	利用者は増加傾向にあり、今後も子育てアプリの活用やチラシ配布により周知を図る。	保育幼稚園課
62	ファミリー・サポート・センター事業	不定期な保育ニーズに対応するファミリー・サポート・センター事業については、会員相互の信頼関係の強化や援助会員の資質向上など、保護者が安心して利用できる体制の充実を図ります。	・子育て支援研修会の実施 ・活動件数1,550件 会員数778人(依頼会員647人、提供会員115人、両方会員16人)	B:順調	子育て家庭の支援と子どもの安心・安全を確保できる環境を整備することができた。 多様な家庭、児童に対する理解と対応が求められ、相互援助活動が円滑に実施できるように援助会員の増加や資質向上に努める必要がある。	こども家庭課
63	保育園等での一時預かり保育事業	保護者等のパート就労や病気等で一時的に家庭での保育が困難な場合や、保護者のリフレッシュのために、保育園・認定こども園で子どもを一時的に預かります。	・25施設で実施。R5から実施施設数の増減0。	B:順調	利用を希望した場合、おおむね利用ができている。	保育幼稚園課
64	幼稚園等での預かり保育事業	幼稚園・認定こども園で、在園児を対象に通常の利用時間以外に保育を実施します。	・11施設で実施。R5から実施施設数が増減0。	B:順調	利用したい子どもは、すべて利用できている。	保育幼稚園課
65	延長保育事業	多様化する就業形態に対応するため、認定こども園・保育園で保育時間を超える時間帯の保育を実施します。	・17施設で実施。R5から実施施設数の増減なし。	B:順調	多様化する保護者の勤務形態に対応し、利用できる状態である。	保育幼稚園課
66	休日保育事業	仕事の都合などで日曜日や祝日に家庭で保育ができないときに、保育園で子どもを預かります。	・1施設で実施。利用者数延べ271人。多様な保育の需要に対応すべく周知に努めた。	B:順調	利用者は増加傾向にあり、多様な保育の需要に対応している。	保育幼稚園課
67	年末特別保育事業	保護者の就労のため年末に家庭での保育ができないときに、保育園で子どもを預かります。	・4施設で実施。R5から実施園が減。	C:要改善	使いやすい制度への見直しが必要。	保育幼稚園課
68	病児保育事業	病気または病気の回復期で、家庭での保育が困難な子どもを一時的に預かります。また、市内小児科等との連携による整備を図ります。	・4施設で実施。利用者数延べ1917人。利用者が増加傾向にあった。病児保育施設における業務効率化を推進するためICT化の補助事業を実施し、利用者の利便性向上にも繋がった。	B:順調	システムの導入等により、利便性が向上し、利用者の増加に繋がった。今後も制度の周知に努める。	保育幼稚園課
69	外国人の子ども等への支援	国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人幼児などが増えていることから、言葉や生活習慣の違う幼児が認定こども園・幼稚園・保育園などを円滑に利用できるよう、保護者や事業者の支援を行います。	・日本語、英語両方とも堪能な支援員の確保に要する経費の一部を補助する制度を創設。R6は3施設で実施。	B:順調	外国人園児の在園する施設については、事業者や保護者の利用を円滑にしている。	保育幼稚園課
70	乳幼児・こども 医療費助成制度	中学生までの子どもの医療費について、保険診療の自己負担額を助成します。	乳幼児医療費助成制度 月平均対象者:4,648人 総受診件数:97,589件 総助成医療費:172,661,787円 こども医療費助成制度 月平均対象者:8,261人 総受診件数:122,390件 総助成医療費:283,314,461円	B:順調	乳幼児・こどもの医療費を助成することで、子育て家庭の経済負担を軽減することができた。 安心して子育てができるよう、継続して実施していく必要があると考える。	こども家庭課

基本目標4 多様なニーズに応じた子育て環境をつくる

事業No	事業の名称	計画書記載内容	令和6年度実績	5年間の総括(取り組みの必要性、有効性の観点から)		担当課
				評価	左記評価の要因・どんな効果、課題があつたか。今後の展開予定	
71	読書活動の推進	ブックスタート事業や図書館でのおはなし会等、子どもが読書に親しむ機会を提供します。また、子どもの読書活動を支える環境の整備を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・関係各課との協働により、ブックスタート事業を実施(22回633人)。新型コロナウィルス感染症拡大予防のため中止していたボランティアによる読み聞かせを9月～12月にかけて研修を兼ねて再開した。この間、延べ15人のボランティアにより182人に絵本を手渡した。 ※1歳6か月児健診会場にて、親子に絵本を読むと共に、絵本・バッグ・子育て支援情報を提供 ・おはなし会を市内各館で定期的に実施。(215回2,081人) 	B:順調	<ul style="list-style-type: none"> ・ブックスタート事業は、絵本の手渡しと、希望される親子には、引き続きボランティアによる絵本の読み聞かせを実施する、 ・おはなし会は、引き続き定期的に実施する。 	中央図書館

2 放課後児童教室及び放課後子供教室の充実(新・放課後子ども総合プラン)

放課後児童教室の実施	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、「遊びの場」「生活の場」としての居場所を提供するとともに、支援員が連携して子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図ります。保育が必要な家庭への支援を引き続き行うとともに、発達障害等配慮が必要な児童についても適切な対応ができるよう、研修の充実による支援員の質の向上に努めます。また、育成支援の内容については放課後だより等で利用者に周知し、保育時間については地域の実情に応じ柔軟な対応に努めます。	対象児童： 小学生(全学年) 保育時間： 平日 授業終了時～18:30 土・長期休業日 8:00～18:30 保育料： 3,000円(8月は4,000円) 定員： 1,745人 登録児童数： 1,304人(R6.5.1現在) B:順調 市内のほとんどの小学校区に放課後児童教室を実施しており、低学年の児童を中心に利用されている。一方で、施設や人員不足等により一部の放課後児童教室では高学年の児童が利用できない状況が続いている。対策として施設の拡充や民間委託による運営を進めており、待機児童の数は減少している。今後、これまでの対策に加えて民間事業所への運営支援を行うことなどにより、待機児童の解消に努める。
------------	---	--

73	放課後子供教室の実施(再掲)	全ての児童を対象として、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用した子どもの居場所を設け、地域の方々の参画を得て、勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ・13か所(15小学校区)で放課後子供教室を実施。 ・全事業数251、延べ2,572人の児童が参加した。 ・放課後子供教室指導者を対象にした研修会を2回実施し、近隣自治体の担当者や各教室からの事例発表や情報共有、情報交換などを行った。 	B:順調	全ての児童を対象に、自然体験活動や創作活動、伝統芸能などの文化活動など幅広い分野で事業を行うことができた。市内全体の子どもの数が減少している中、参加人数は毎年延べ2000人を超えた。担い手不足などの理由により休止する教室もある中、学校が休校になっても地域住民の意向で活動を継続している教室もある。今後も、教室の継続と新規の開催を呼びかけていく。	生涯学習課
----	----------------	---	---	------	--	-------

<p>74 「新・放課後子ども総合プラン」の推進</p>	<p>放課後児童教室に通う児童が放課後子供教室の活動に参加できるよう、支援員同士が情報を共有し、活動場所への移動についても配慮するなど環境整備に努めます。放課後児童教室及び放課後子供教室の実施にあたっては、関係機関と連携し、学校の余裕教室や放課後に使われていない特別教室等の活用を促進します。教育委員会、市長部局、PTA、子ども会関係者及び岩国児童委員等の有識者をいたしました。</p>	<p>・12か所(14小学校区)の放課後子供教室が放課後児童教室と連携。 校内交流型……10か所 放課後児童教室と放課後子供教室の児童が、同一の小学校内等の活動場所において、放課後子供教室開催時に共通プログラムに参加できるもの 連携型……2か所 放課後児童教室と放課後子供教室の活動場所の少なくとも一方が小学校内等以外の場所にあって、放課後子供教室が実施する共通プログラムに放課後児童教室の児童が参加できるもの ・検討会の名称を「岩国市放課後児童対策検討会」に変更し、教育委員会と市長部局とが連携して2回開催。PTA、子ども会関係者及び主任児童委員等の有識者の出席を仰ぎ、放課後児童教室、放課後子供教室の課題について助言をいたしました。</p>	<p>B: 順調</p>	<p>長期休業中には、放課後児童教室に通う児童が増え、また児童教室で過ごす時間が多くの中、放課後子供教室では創作活動や学習活動などが企画され、児童教室から参加する児童が多くいた。同じ敷地内であっても指導員等が活動場所へ引率するなど安全面にも配慮している。課題として、放課後児童教室の中には、放課後子供教室へ参加するために保護者の同意を必要とする場合があり、事前に児童教室と子供教室が打ち合わせをして活動を計画していく必要がある。 「放課後児童対策検討会」では、生涯学習課と保育幼稚園課が連携する場として、それぞれの現状や課題について、PTAや子ども会、民生児童委員など子どもに関わる委員と情報共有を行い、助言等をいただくことができた。</p>
------------------------------	---	--	--------------	---

指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
----	-------	-------	-------	-------	-------

一体型の放課後児童教室及び放課後子供教室(生涯学習課)

小学校数	32校	32校	31校	31校	30校
設置数					
目標値	11か所	12か所	12か所	13か所	13か所
実績値	10か所	11か所	12か所	13か所	10か所
対象校数					
目標値	15校	16校	16校	17校	17校
実績値	12校	12校	12校	16校	10校

故課後子供教室(生涯學習課)

小学校数	32校	32校	31校	31校	30校
設置数					
目標値	14か所	15か所	15か所	16か所	16か所
実績値	13か所	13か所	13か所	14か所	13か所
対象校数					
目標値	18校	19校	19校	20校	20校
実績値	15校	15校	14校	17校	15校

基本目標4 多様なニーズに応じた子育て環境をつくる

事業No	事業の名称	計画書記載内容	令和6年度実績	5年間の総括(取り組みの必要性、有効性の観点から)		担当課
				評価	左記評価の要因・どんな効果、課題が あつたか。今後の展開予定	
3 情報提供の充実						
75	利用者支援事業の充実	教育・保育施設や地域子ども子育て支援事業について、保護者からの利用相談に応じます。また、子育てに関する情報の収集及び提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭センター型児童福祉機能 ・こども家庭センター型母子保健機能として来所や電話による相談を実施 (R6年度相談実績: 延2,068件) ・生後0～3か月頃、及び1歳児に向けた育児情報冊子を作成、配布し、情報提供を実施。 	B:順調	利用者支援事業こども家庭センター型として、母子保健と児童福祉の相談が一体的に実施できる相談体制となり、さらなる充実が求められている。インターネットやSNSなど情報が入手しやすい一方で、情報に惑わされることが多いため、子育てに関する情報提供を行なうが、誤った情報に惑わされないよう保護者が正しい情報を選択できる力をつけていくけるよう支援していく必要がある。	こども家庭課
76	子育て支援にかかる情報提供	保護者が必要な情報を必要な時に入手できるよう、ホームページや子育てアプリの内容の充実に努めるとともに、子育てガイドブック等紙媒体による情報提供も引き続き行います。	子育てガイドブック作成 1,500部 母子モ♡いわくに登録者数 4,061件	B:順調	岩国市の子育て支援情報をリアルタイムに発信することで、安心して子育てができる環境づくりに取り組んだ。今後も効果的な情報提供に努める。	こども家庭課
4 ワーク・ライフ・バランスの推進						
77	ワーク・ライフ・バランスの意識の醸成	セミナーの開催や情報提供により、仕事中心のライフスタイルの見直しに向けた啓発に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍推進セミナーの実施 ・パパと作ろう！おうちパン教室 ・女性のための座ってできるかんたんヨガ教室 ・女性活躍推進セミナー「活躍とは人生を楽しむこと」 ・女性活躍推進リーフレット「MY LIFE」作成 ・啓発グッズの配布 ・パネル展示 	B:順調	・子育て等と仕事が両立できるよう、家庭や職場で男女平等の意識の醸成を図ることができた。今後もワークライフバランスの必要性を周知するための講座やセミナーを開催する。	人権課
78	ワーク・ライフ・バランスの取組の推進	育児休業制度の定着・促進や労働時間の短縮に向け、企業を含めた関係機関での取組を進めます。	・ワークライフバランス・女性活躍推進アドバイザー派遣事業(社員研修会、取組提案)の実施	B:順調	・ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業数を増やすことで働きながら子育てがしやすい環境づくりにつながった。引き続き、各事業所に講師等を派遣し、伴走型のセミナーを実施する。	人権課